

永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年6月13日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第14号

永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年永平寺町条例第148号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第6条」を「第8条」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 削除

第17条を第19条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条第1項の表中「40,000」を「45,500」に、「25,000」を「37,000」に、「20,000」を「36,500」に改め、同条第2項中「3,000円」を「4,000円」に改め、「整備」の次に「等」を加え、「の費用を弁償する」を「を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第2項中「水、火災その他の災害を」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第2項中「次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、」を「第3条第1号に該当しなくなったときは、」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1)及び(2) 削除

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(休団)

第5条 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲で、消防団活動の休止(以下「休団」という。)をすることができる。

2 団員が休団しようとするときは、あらかじめ団長にあつては町長、その他の団員にあつては団長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定は休団中の団員が復帰しようとする場合についても準用する。

4 休団中の団員が復帰した時の階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。

5 休団をしている期間については、報酬を支給しない。

(退職)

第6条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ文書により任命権者に届けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 この条例による改正後の永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年永平寺町条例第148号）は、令和4年4月1日から適用する。